

○みよし市正規雇用転換促進助成金交付要綱

令和5年3月24日

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号）に定めるもののほか、企業の経営基盤の強化並びに本市の将来を担う産業人材の確保及び企業への定着を促進することを目的に、転換等を実施した事業主に対する正規雇用転換促進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条の2第2項に規定する正社員化コース助成金（以下「国助成金」という。）の支給について定める、雇用関係助成金支給要領「第1共通要領」及び「第2各助成金別要領11キャリアアップ助成金」において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 正社員 次の全てを満たす労働者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ、勤務地又は職務が限定されていないこと。

エ 所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。

オ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給及び昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

(2) 有期から正規への転換 有期雇用労働者から正社員又は多様な正社員への転換及び有期雇用労働者である派遣労働者を正社員へ直接雇用した場合をいう。

(3) 無期から正規への転換 無期雇用労働者から正社員又は多様な正社員への転換及び無期雇用労働者である派遣労働者を正社員へ直接雇用した場合をいう。

(4) 転換等 有期から正規への転換又は無期から正規への転換をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) みよし市内に雇用保険適用事業所がある中小企業事業主又は大企業事業主であるこ

と。

(2) 令和5年4月1日以降に労働者の転換等を実施し、国助成金のうち、有期から正規への転換及び無期から正規への転換のいずれかの区分について、愛知労働局長から支給決定を受けていること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(交付対象労働者)

第4条 助成金の交付対象とする労働者（以下「交付対象労働者」という。）は、次の全てを満たすものとする。

(1) 国助成金の支給対象労働者であること。

(2) 転換等された日において、市内の事業所で勤務する労働者であること。

(交付対象期間及び交付金額)

第5条 助成金の交付対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第1期 転換等を実施した日から起算して6月間

(2) 第2期 第1期の末日の翌日から起算して6月間

2 助成金の交付金額は、転換等の区分に応じ、交付対象労働者1人につき交付対象期間1期当たり、次の表に定めるとおりとする。

区分	中小企業事業主	大企業事業主
有期から正規への転換	200,000円	150,000円
無期から正規への転換	100,000円	75,000円

(転換等実施報告)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、転換等を実施してから60日以内に市長に転換等実施報告書（様式第1号）及び交付対象労働者等の内訳（様式第2号）を提出するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、転換等実施報告書及び交付対象労働者等の内訳以外の書類の提出を申請事業者に求めることができる。

(交付の申請)

第7条 申請事業者は、愛知労働局長に国助成金支給申請書を提出し、愛知労働局長が支給決定した日から60日以内にみよし市正規雇用転換促進助成金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、第1期の交付申請におい

て助成金の不交付の決定を受けた場合には、同一の労働者について第2期の交付申請はできない。

- (1) 交付対象労働者等の内訳
- (2) 誓約書（様式第4号）
- (3) 国助成金支給申請書の写し（愛知労働局又は豊田公共職業安定所の受付印があるものの）
- (4) 国助成金支給決定通知書の写し
- (5) 市税の滞納がないことを示す書類
- (6) その他市長が必要と認める書類
（交付決定の取消し等に係る報告）

第8条 助成金の交付を受けた事業主は、国助成金の支給決定取消し又は返還命令があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

（不当利得の返還）

第9条 市長は、助成金の交付を決定した事業者（以下「交付決定者」という。）が国助成金の支給決定取消し若しくは返還命令があったとき又は交付申請時に誓約した内容に違反したと認められるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（調査）

第10条 市長は、助成金の交付を受けた事業主に対して、交付対象労働者の雇用状況等に関し、調査を行うことができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。